

一 般 質 問

平成24年12月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	10番 小清水 招男	低炭素社会に向けた取り組みについて
2	1番 金子 正直	地域活動に町の積極的支援を
3	8番 岸 光男	有害鳥獣の対策は
4	6番 森 丈嘉	学校における教育環境整備の早期実現を
5	2番 曾我 功	歴史文化を活かしたまちづくりの推進について
6	15番 小沢 長男	(1) 高齢弱者の足の確保を (2) 住民の安全・安心のために道路整備等を求める
7	5番 戸村 裕司	(1) 町政への町民参加の拡充を (2) 富士山の噴火にも備えを
8	7番 原 憲三	広告収入による財源確保を
9	13番 植木 清八	(1) 平成25年度予算編成方針は (2) 防災訓練と防災マニュアルについて

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 低炭素社会に向けた取り組みについて	10番 小清水 招男
<p>町では平成20年度に環境に関する諸活動を一元化し、町全体の羅針盤として環境基本計画を策定され、推進されています。</p> <p>低炭素社会に向けた世界の新たな地球温暖化対策の動きがあり、地球に優しくという底流は変わっていないと言えます。</p> <p>こうした中、中井町の廃棄物は増加しているという報告もあり、不安になります。</p> <p>そこで環境基本計画の成果と方向性につきまして質問をいたします。</p> <p>1、家庭系のごみ排出量(555gの目標)について、現状と取り組みはどうなっていますか。</p> <p>2、環境基本計画策定時には、電力に不安はありませんでしたが、東日本大震災の後、様変わりしました。町内の電力は自ら発電するという電力自給率の向上策をとる自治体が出てきています。計画に追加する考えはありますか。</p> <p>3、環境行政の推進の基本はPDCAサイクルを実行し、継続的に改善するものです。施策の点検・評価による計画の見直しはされていますか。</p> <p>4、環境基本計画策定時は、ISO 14001の認証取得が目標でしたが、この考えに変わりはないですか。</p> <p>以上4点についてお尋ねします。</p>	
【町長答】	
<p>町では、平成20年度に環境基本計画の策定を行い、「中井町から地球への思いやり～地球に私ができること～」を基本目標に、中井町の豊かな自然を保全し、後世に引き継いでいくために、町民・事業所・行政がそれぞれの立場において環境に配慮すべき事項を定め、3者が連携し、町の環境をより一層望ましい姿とすることを目的として、様々な環境施策に取り組んでおります。</p> <p>1点目の「家庭系のごみ排出量について、現状と取り組みは」のご質問ですが、環境基本計画では、町民1人1日あたりの家庭系ゴミの排出量を、目標の30年度までに555gにするという目標を立てております。昨年度までは、21年度731g、22年度716g、23年度712gと、順調に削減が図られております。しかし、今年度4月～7月の家庭系ゴミの排出量が、昨年に比べて増加したため、3町合同で可燃ゴミの組成分析を10月に行いました。増加の原因は不明ですが、足柄東部清掃組合3町において同様の傾向のため、組成分析の結果を踏まえ、可燃ゴミの約4割を占める生ゴミの減量化と分別及び資源化の周知徹底を図り、目標達成に向け、推進してまいります。</p> <p>2点目の「電力自給率の向上策を計画に追加する考えは」のご質問にお答えします。</p> <p>電力自給率の向上は、再生可能エネルギーが安定的に持続可能な資源であれば有効な策であると考えます。しかしながら、9月定例会において同僚議員の質問にお答えしたとおり、水力発電・風力発電については、設備投資や維持管理等に多額な経費を要することから、財政状況を勘案し、当面は費用対効果の高い太陽光発電につきまして普及を推進してまいります。</p> <p>議員ご承知のとおり、災害用ではありますが、25年度に井ノ口小学校へ太陽光発電設備の設置を計画しており、また、メガソーラーの誘致についても県と継続して協議をしております。</p> <p>電力自給率の向上策を計画に追加の考えですが、地球温暖化対策推進プロジェクトに「新エネルギーの導入に対する補助制度の創設等により、温室効果ガス排出量を削減する」と記述しておりますので、具体的な施策が計画された時点で追加をしてみたいと考えております。</p> <p>3点目の「環境基本計画の施策の点検・評価による計画の見直しは」のご質問ですが、環境基本計画の進行管理につきましては、計画書の進行管理に記載のとおり、環境基本計画推進委員会による点検及び評価、また、環境審議会における進捗状況の総合的な点検を、年度ごとに行っております。</p> <p>今年度におきましては、環境基本計画推進委員会において、1事業が廃止、5事業が抜本的な見直しが必要との評価がされております。今後も評価や意見を踏まえ、必要に応じた見直しと各施策の効率的な推進を図ってまいります。</p> <p>4点目の「ISO 14001の認証取得」についてのご質問ですが、先に申しました環境基本計画推進委員会や環境審議会において、抜本的な見直しが必要な事業と提案を受けております。</p> <p>環境ISOの認証取得につきましては、環境負荷の少ない町づくりにおいて、有効な手段であると認識はしておりますが、取得にあたっての人材確保や維持経費等の課題がありますので、環境基本計画推進委員会の評価及び環境審議会の意見を踏まえて、庁内において検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	

【問】 2 地域活動に町の積極的支援を	1番 金子 正直
<p>町では、平成22年度をもって、第五次中井町総合計画前期基本計画が終了することから、平成23年度からの5年間を計画期間とする、後期基本計画を策定しています。</p> <p>この計画では、「定住」、「交流」、「協働」の3つの視点を今後のまちづくりの基本方針として、計画的に進めて行くこととなっています。</p> <p>また、町長は、計画を推進するにあたり、町民のみなさんの協力と参画が必要不可欠と述べています。</p> <p>後期基本計画の総論の中では、地域の持続的な発展のために、住民の提案や行動力を活かした活動をさらに活性化させ、住民と行政による協働のまちづくりを進展させるとあります。</p> <p>この協働の定義は、行政や住民、事業所など複数の主体が目標を共有し、ともに力を合わせて活動することと</p>	

されています。

そこで、今回、井ノ口地区にある厳島湿生公園における「井ノ口あかりの祭典」は、まさに町が目指す協働のまちづくりの一環と考えますが、この祭典の協力団体でもある町では、この催しについてどう評価し、支援を行い、ともに力を合わせて活動されたか伺います。

【町長答】

現在、町では、第5次中井町総合計画後期基本計画の基本方針に「協働のまちづくり」を掲げ、この方針に基づき各種の施策事業を展開し、町民参画による有効的なまちづくりを推進しているところであります。

美・緑なかいフェスティバル、ふれあいと交流の里づくり事業、地域の公園の管理委託事業、転倒骨折予防体操事業などは、町民の皆さんの積極的な参画により、相応の成果を収めている「協働事業」の一例であります。

町としては、今後とも「協働のまちづくり」を担う組織や人材の育成とともに、「協働のまちづくり」を支える体制や仕組みづくりを推進し、町民の皆様と共に「協働のまちづくり」を進めていきたいと考えます。

それでは、お答えさせていただきます。

まず始めに、このたび「井ノ口あかりの祭典」の開催に際し、ご尽力されました実行委員の皆様をはじめ、関係各位の皆様に対しまして、改めてご慰労申し上げます。

さて、「井ノ口あかりの祭典」につきましては、これまで井ノ口小学校が主体となり実施されてきました「ランタンフェスタ」が終了されるのに伴い、長い間、地域に親しまれてきた本イベントを、ここで終わらせてしまうのではなく、これからも、地域の絆を深め、活性化させるイベントとして継続させていこうと、地域の有志が立ち上がり、実施されたものと認識しております。

地域の方々が自らの地域のことを思い、発案し、計画し、実施されたことは、他の地域の模範ともなる、大変素晴らしいことだと思っております。

今回、町としては、こうした地域の自発的な事業を積極的に支援すべく、協力団体として、広報周知、施設利用に係る便宜、諸物品の貸出、相談等、町が担える、出来る限りの協力、支援をさせていただいたところです。

町としては、今後も、こうした地域の活性化につながる、地域の自主的活動を積極的に支援していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

【問】 3 有害鳥獣の対策は

8番 岸 光男

近年、全国的にシカ・イノシシ・クマ等による森林や農作物に対する被害が急増し、深刻な問題になっております。要因として、農林業従事者の高齢化や過疎化で、耕作放棄地が増えていることにより、餌を求めて鳥獣の活動範囲が徐々に住宅地に近づいていると考えられています。さらに、高齢化により狩猟人口は年々減少し、個体の駆除が追いつかないことも被害の拡大になっているとも言われています。

町でも有害鳥獣が頻繁に出没し、農作物の被害がたびたび聞かれ、耕作者を悩ませています。

このような状況下、早めに実効性のある対策を講じなければ被害が拡大し、農家の生産意欲や、家庭菜園を楽しむ人たちの生きがいが失われてしまいます。言い換えれば耕作放棄地を更に増大させることとなります。

そこで町の被害状況と、今後の取り組みについて伺います。

【町長答】

有害鳥獣による農業被害は深刻なものと認識しております。

町の被害状況については、カラス等の鳥類のほか、ハクビシン、タヌキ等によるトマト、キュウリなど、野菜類の被害、イノシシ等によるサツマイモ、粟などの被害が発生しております。有害大型獣のイノシシ、シカ等は、捕獲にあたって狩猟免許が必要なため、免許保有者に駆除を依頼し、23年度はイノシシ14頭が捕獲されました。

現在の対策として、鳥類、ハクビシン等の有害鳥獣については、町から農業者等に対して被害防除及び駆除のための防鳥ネット・電気柵などの資機材購入補助と捕獲カゴの貸出を実施しております。

24年度より有害獣の被害状況の把握、及び農業者等が自ら農作物等の被害を軽減する目的で、有害獣を捕獲した場合は報償金を交付しており、10月末までの実績は小型獣9頭、大型獣8頭が捕獲されております。

また、県、足柄上地域1市5町、農協、足柄上地域の猟友会で構成する足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会において、有害鳥獣の駆除を年3回定期的に行い、農作物の被害軽減に努めています。なお、年間計画以外の期間で被害が増大した場合は、特別に駆除を実施しています。

さらに、農作物の被害軽減のためには、有害鳥獣の生態を把握し、防除対策を講じる必要があることから、町の広報紙での啓発や被害防除の知識を深めるために、農家を対象とした対策協議会によるイノシシ・小動物箱わな講習会を実施しております。

今後の取り組みについては、対策協議会による駆除の実施や、防鳥ネット・捕獲カゴなどの資機材購入費の補助、捕獲報償金の交付による有害獣の防除対策等、現対策を推進するとともに、有害鳥獣のすみ処となる耕作放棄地の解消や忌避効果のある作物の作付けによる有害鳥獣の追い出し、狩猟免許取得に係る経費の補助など、新規の施策も検討していきたいと考えております。

なお、イノシシなどの大型獣は広域的に移動しており、近隣市町でもイノシシの被害が拡大していることから、その対策は近隣市町と連携した防除対策が必要不可欠であるため、広域的な体制の確立を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【問】 4 学校における教育環境整備の早期実現を	6番 森 文嘉
<p>近年の地球温暖化による夏の猛暑は激しさを増すばかりであります。今年の小田原市の記録では、30度を超える日数が59日もありました。10年前は44日、20年前は25日、30年前では僅か10日でした。</p> <p>このような地球環境の変化の中、その対応が最も遅れていると思われるのが教育環境であります。夏の暑さは子ども達の学習に対する集中力を削ぎ、学習効果の低下につながってしまいます。</p> <p>本町では、最近、扇風機の整備がなされましたが、今では扇風機は省エネ対策として、冷暖房の補助的な役割としての利用が一般的であります。冷暖房整備は公共施設には当然の設備であり、学校も同様であると考えます。そこで、小・中学校へのエアコンの設置を求めます。</p> <p>また、中村小学校のオープンスペースは開放的で、良さも多々あると思われませんが、本来の趣旨を残しながらも、冷暖房効果を高めるため、透明アクリル板の仕切り整備が必要であると考えます。</p> <p>学校施設の太陽光発電整備も併せ、教育環境の早期整備を図ることが必要な時期になっているのではないのでしょうか。町長のお考えは。</p>	
【町長答】	
<p>今年の夏も猛暑日が続き、全国的に厳しい暑さとなりました。地球温暖化が叫ばれる今日、このような猛暑が毎年のように発生するのではないかと懸念が拭えない中、子ども達が集い学ぶ教育現場においても、その暑さと熱中症の対策は重要な課題であると認識しております。</p> <p>町では、その対策として、昨年度、小中学校の普通教室に壁掛け式の扇風機を設置いたしました。それで十分とはいかないものの、暑さ対策としての成果が出ていると聞いております。また、幼稚園と小中学校では、施設内の風通しの確保やカーテン等で遮光を工夫したり、空調設備のある特別教室を有効に利用するなど子ども達の健康管理と授業への集中力の維持に努めてまいりました。</p> <p>さらに、教育委員会では、小まめに水分を補給するために、園児・児童・生徒の水筒持参や、35度を超えた場合は、激しい運動を原則禁止するなど、文部科学省及び日本体育協会の熱中症予防のための運動指針に則った措置を講ずるよう、幼稚園及び小中学校に指導してまいりました。</p> <p>議員ご指摘のとおり、子ども達の健康管理や学習意欲の向上を図るためにも、小中学校へのエアコン整備の有用性は十分理解しております。今後、財政的な問題は勿論、節電意識が定着した今の社会に配慮しながら、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>中村小学校の教室と廊下の仕切りにつきましては、児童数減少に伴い、学級数が減少しておりますので、今後の教室利用を確認したうえで、暑さ寒さ対策関連で検討させていただきます。</p> <p>幸いにして、今年も熱中症の発生はありませんでしたが、引き続き、幼稚園・小中学校と連携し、園児・児童・生徒の健康管理と猛暑や熱中症予防については十分にその対策を講じ、教育環境の向上を推進してまいります。</p> <p>学校施設の太陽光発電整備につきましては、来年度、広域避難場所である井ノ口小学校体育館の照明施設を県の再生可能エネルギー等導入関係の補助金を活用し、整備する予定であります。その他の学校施設の整備につきましては、国・県のエネルギー対策によります事業等を活用するなど、今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	

【問】 5 歴史文化を活かしたまちづくりの推進について	2番 曾我 功
<p>中井町は古くは縄文土器が出土するなど、歴史・文化に富んだ町と認識しています。特に武家社会が始まる源頼朝挙兵の際には、県西部に展開していた中村一族が蜂起し、鎌倉幕府の立ち上げに貢献しました。今年、神奈川新聞にも掲載されましたが、「俗難に遭い行方知れず」とされていた半分形の大日如来が819年ぶりに山形県鶴岡市から発見されました。また、本町には五輪の塔や道祖神を始めとする石仏が多いことも特徴の一つです。</p> <p>このように中井町は中世を起源とした農村の姿が多様な文化財とともに保存継承され、日本の原風景である里山や谷津田が色濃く残されています。</p> <p>しかし、少子高齢化などによって文化財を保存・活用していく担い手の減少、耕作放棄地の増加や里山の荒廃など大きな問題が生じています。</p> <p>このような背景の中、町内に点在する多様な文化財を調査・把握し、町民の財産として活用し、町の活性化を図っていくことが必要と考えます。そこで伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、町の資産である文化財等の調査・保存と活用方法は。 2、歴史文化を活かした町づくりの取り組みは。 	
【町長答】	
<p>町内には、歴史・文化遺産が数多く存在し、また、地域の人たちによって受け継がれた固有の伝統文化が残されております。これらを町民共有の財産として後世に伝えるとともに、その魅力を再認識することで町への愛着につなげていくことが必要であると考えております。それでは、順次ご質問にお答えいたします。</p> <p>1点目の「町の資産である文化財等の調査・保存と活用方法は」についてのご質問ですが、町では井ノ口墓ノ前遺跡発掘調査、雑色横穴古墳群調査、比奈窪中屋敷横穴墓群、昨年度に実施しました鴨沢城址の発掘調査などがあります。発掘調査をした後には、貴重な遺跡を後世に伝えるため、調査記録にまとめて報告書を作成しております。出土した文化遺産については、町郷土資料館や神奈川県立公文書館に保管されております。</p> <p>また、町の指定重要文化財については、自治会館やお寺などにおいて管理されているところであります。その活用方法については、町で作成した「中井町歴史散策ガイドマップ」を神奈川県生涯学習情報センターの情報コ</p>	

一ナーに備え、郷土史に興味のある方々など広く県民に配架して啓発に努めております。

中学校におきましては、全校生徒による総合的な学習の時間「中井を見て歩く」を文化財保護委員の協力を得て、町の歴史について歩きながら学ぶ事業を実施いたしました。町の文化財や史跡については、毎年開催している文化財ウォーキングや町の開催行事等の機会を捉えて、今後も引き続いて活用していきたいと考えております。

2点目の「歴史文化を活かした町づくりの取組みは。」については、本町には本町の歴史があり、様々な伝統文化や文化財はあるものの他地域への発信や町の活性化の起爆剤として大きな効果を期待するには、全体としてやや弱みを感じております。

しかし先ほども述べましたように本町内には、地域の人たちによって継承されてきた特有の伝統文化が残されております。例えば、五所八幡宮例大祭で行われる鷺の舞やお囃子や山車又は、簗笠神社例大祭、巖島神社での竹灯籠のタベなどその魅力を十分に引き出し、近隣市町との交流やホームページ等を通じて本町の魅力を町内外への発信に力を入れ、地域の特色ある資源を生かした活気のある町づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 6(1) 高齢弱者の足の確保を

15番 小沢 長男

農林水産省の農林水産研究所が6月にまとめた「高齢者等の食料品へのアクセス状況に関する現状分析」では、魚・肉、野菜などの生鮮食品の販売店舗に限ると、店舗までの距離が500m以上で、自動車を持たない高齢者は350万人になるとしています。

町は日常の交通の不便解消のために新たな公共交通を検討してきました。そして、中井町オンデマンドバスの運行を方向づけました。

とりあえずは実証運行です。誰でも利用できることで便利になりますが、乗り降りの場所を124ヶ所指定しての運行です。身近なところから商店がなくなるだけでなく、都会でも高台に住む高齢者など、買い物困難者が増えています。人が抵抗なく歩ける距離は、ヨーロッパでは400m程度といわれているそうです。高齢者になればもっと短い距離と思われる。

「足腰を痛めている」、「荷物をあまり運べない」等では、オンデマンドバスの利用もできません。

このような買い物困難者、通院困難者などは、玄関先から目的地まで、帰りは自宅までの福祉有償サービスの利用をすればよいのですが、利用制限があります。利用を必要とする高齢者には利用を認めることが大切です。

オンデマンドバスの乗降所には雨よけのある待合所が必要です。町内での買い物の減少も心配されますが。

【町長答】

車社会の普及、少子高齢化の進展により鉄道、バス、タクシーといった、公共交通の利用者は、年々減少しており、このままの状況で推移すると、公共交通は、地域住民の足としての機能を果たすどころか、その存続自体が危ぶまれる状況が、本町におきましても、予測されます。

今後の高齢社会、にぎわいと活力のあるまち、定住を支えるまちづくりなどに、適切に対応していくためには、公共交通の充実、車からの利用転換は、重要な施策であり、その維持・確保を図る必要性は、ますます高まっていくと認識いたします。

来年、1月から実証運行を開始するオンデマンドバスは、町内に120か所、買い物、通院など、町民の最低限の生活の足を確保するため、町外に、スーパーと病院の4カ所を乗降場所に設定し、実験を開始するものです。町内の乗降場所については、今までバス停が、近くに無く、不自由をきたしていた、交通空白地区の解消も図る目的で、集落の存在する地域内において概ね、半径300メートル以内を目安に乗降場所を設定いたしました。

福祉有償運送につきましては、身体的に支障があり、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通機関の利用が困難と認められる場合に限り提供される、タクシーと同じ、戸口から戸口までの個別輸送サービスとして、認可されるものであり、認可要件から外れた利用対象者の適用拡大は行えませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

自動車を持たない高齢者や、長い距離を歩くことができない移動困難者に対しては、オンデマンドバスを利用していただき、町内店舗での買い物や、通院などの外出の支援をしていきたいと思っております。オンデマンドバスの利用によって、人が行き交い、会話が生まれ、交流が盛んになるきっかけづくりも、導入の目的のひとつとして捉えていますので、町内の買い物減少を危惧するよりも、むしろ、この取り組みが町内の商工会にとっても、追い風になるよう、行政、交通事業者、地域との協働によって、長く愛されるしくみを作っていきたいと考えております。

また、オンデマンドバスの乗降場所における雨除けなどの待合場所の整備については、すべての乗降場所に、そのような設備・機能を設けることは、現実的に不可能ですが、実証運行の経過も見た中で、オンデマンドバスと路線バスの、乗換拠点として機能を有する場所には、雨風等をしのげ、乗継の円滑化が図れるような拠点整備を行っていきたく、考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 6(2) 住民の安全・安心のために道路整備等を求める

15番 小沢 長男

町道122号線、中村川側沿い鴨沢の通称下庭線は、何度か整備を求められてきましたが、その度に、「中村川の河川整備に合わせて」との答えでした。

この道路は、消防車、救急車が安心して運行できる状態ではありません。まして豪雨による災害で道路そのものが崩壊する心配もあります。早急に改良すべきところですが、この左岸には、防火水槽も無く、川はあっても消防水利として役に立ちません。防火水槽の設置が求められます。

また、枝線の道路も救急車が運行できるように改良が必要です。早急な対策を求めます。

大字松本の諏訪の庭の道路は、生活道ですが、町支給の資材で、関係者の勤労奉仕で、2回も重ねてコンクリート打ちをしましたが、水道管を埋設するために、カッターを入れたことなどにより、道路が一部崩落しており、全線の崩落が心配されていますが、地元では対応ができなく困っています。この道路も安心して住民が生活できるように、早急に道路改良を求めますが、対策をお伺いします。

【町長答】

先ず、1点目の町道下庭線の道路整備ですが、この路線は広域農道の新雑色橋から南下橋を結ぶ約900mの道路で、中村川の護岸堤防敷きを町道認定した路線です。

この路線には、緊急車両の通行に支障をきたす幅員の狭い所もあり、道路整備の必要性は十分認識しておりますが、町の単独財源で本格的な道路改良を行うのは厳しく、未だ未着手状態となっております。こうした状況を少しでも改善すべく、待避所の設置を行ってきたところです。

町としても、必要な整備が求められている路線でもあることを踏まえ、改めて地元自治会や関係地権者のご協力をいただき、拡幅整備の方策について検討してまいりたいと思います。

2点目の松本地内の生活道路については、早急に現場の状況を確認させるとともに、地域の方と必要な対応方法について調整を図りますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、1点目のご質問にありました防火水槽の件ですが、この地域には3ヶ所の消火栓が設置されており、消防法で定める消防水利は充足をしております。今のところ、防火水槽の設置は考えておりませんが、安全で安心して暮らせる住環境の整備は重要であり、これらについても県をはじめ関係者と協議しながら進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

【問】 7(1) 町政への町民参加の拡充を

5番 戸村 裕司

政策の立案、実施及び評価過程で町民が町政に関わる機会は、協働のひとつの柱であり、そのあり方は開かれた町政の指標ともなる。

可能な限り多くの意見が反映される、町民参加のデザインが求められている。

町長の諮問機関として設けられる審議会等には、公募参加の道もあり、町民参加の重要な機会だ。しかしながら、委員の選任において、男女共同参画や世代の視点はもとより、重複選任やあて職の制限といった取り組みは、審議会の形骸化させないため、避けて通れない課題である。

町民は町政に関心を持っている。その関心を効果的な町民参加につなげるには、さらなる情報提供や人材発掘への工夫が必要である。

以上の観点から質問します。

1. パブリックコメント、公募など町民参加に対する町民の反応は。
2. 現在、町の審議会等に4以上所属する委員の人数は。
3. 女性委員の選任の推進など、審議会等の委員選任に関する町の指針や計画は。
4. 町民参加の手続きを定めた町民参加条例を策定し、協働を推進する考えは。
5. 町民参加を醸成するため、展示やワークショップ、町づくり講演会を含む、町づくりコンファレンスを開催する考えは。

【町長答】

地域主権と行財政改革の進展の中で、これからの自治体は、自らの判断と責任のもとに、効率的・効果的な、行政運営を図りながら、柔軟で、持続可能な地域社会を創造していく、必要があります。そのため、本町では、平成23年度より推進する第五次中井町総合計画後期基本計画において、まちづくりの視点に「協働」を掲げ、行政と住民の協働によるまちづくりや、協働活動の育成と支援をする、体制づくりに努めております。また、住民と行政との役割分担やルールを明確にし、更なる、住民参加の促進を図るため、自治基本条例の制定も行ってまいります。このような住民参加と、協働の取り組みを進める中、何点かご質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

1点目の「パブリックコメント、公募など町民参加に対する町民の反応」についてですが、町では、開かれた町政の推進、行政運営の透明性の向上を図るため、施策に関する中長期の計画や、指針の策定を行う場合また、住民生活、事業活動などに制限を加える条例を制定・改廃する場合には、平成20年より町民意見を公募する、パブリックコメントを実施しています。これまで、総合計画や都市マスタープランなど、計画策定に係わるパブリックコメントの募集を、延べ14計画行ってきました。その中で総合計画の29件を含む、51件の意見をいただいております。

また、地方自治法に基づく審議会等では、広く意見を聴取し、反映させるために、公募による委員等の募集にも努めています。現在、条例に規定する審議会では2名、自治基本条例策定委員会などの委員会では、7名の公募委員が委嘱されています。その他事務事業への参加についても、広報やホームページを通じ情報提供に努めております。

2点目の「町の審議会等に4以上所属する委員の人数について」は、今年度委嘱される、条例に掲げる審議会では、4以上の審議会に所属する委員は、自治会連合会代表者のみであります。その他の検討会や協議会を含めると

7名となります。

3点目の「女性委員の選任の推薦など、審議会等の委員選任に関する指針や計画」についてですが、条例等には、選任区分の定めはありますが、選任方法など指針等は設けていません。組織・団体の代表者をお願いするケースが多いことから、選任にあたっては、委員の意向などにも配慮しているところであります。また、女性委員の選任については、中井町男女共同参画プランにおいて、平成27年度を目標に審議会等への女性登用率を33%としておりますが、現状は11.4%となっております。審議会以外の協議会などを含め、女性の登用に鋭意努力をしております。

4点目の「町民参加の手続きを定めた町民参加条例を策定し、協働を推進する考えは」については、今年度、町では自治基本条例の策定に向け、「中井町自治基本条例策定検討委員会」を設置し、提言の準備を進めています。その中で、住んでみたいまちづくりを推進するためには、町民と協働の町政運営が不可欠であり、町民参加の手続きをつくる必要があるとの意見を頂いております。その方法として、条例化が良いか、パブリックコメント等の既存制度の拡充が良いかなどの検討を行っています。いずれにしても、町民が町政に参加しやすく、柔軟性のある手段を構築する必要があると考えております。

5点目の「町民参加を醸成するため、展示やワークショップ、町づくり講演会を含む、町づくりコンファレンスを開催する考えは」については、現在町では、情報公開、パブリックコメント、地区懇談会、町長相談、審議会等の公募委員制など、町民参加を醸成するための方策を実施しています。これらの方策も町民の意見を反映しながら、改善に努めて参りますが、自治基本条例制定後もまちづくりに、住民が関心を持ち、参加することが大切なことから、ご提案の各種学習・研究機会や啓発の場づくりなどについても、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

【問】 7（2）富士山の噴火にも備えを

5番 戸村 裕司

東日本大震災は、千年に一度の大規模災害であり、現在、日本列島は地震の活動期に入ったと言われる。平安時代、869年の貞観地震は、三陸沖地震の一つとして理解され、それに前後して、富士山の噴火、各地で大地震が記録されている。

3・11直後に、富士山真下を震源とする、M6・4の地震が起こったことは記憶に新しい。今年10月、火山噴火予知連絡会は「噴火の兆候なし」と発表したが、「玄武岩質の山体で噴火の兆候が現れるのはほんの少し前」と加えている。防災科学技術研究所のチームは、一昨年震災直後、富士山直下に滞留するマグマだまりにかかった圧力は、江戸時代の宝永地震よりも大きかったと分析しており、かつてないほど噴火が現実味を帯びている。

火山灰だけにとっても、農作物への被害や道路等の復旧、人体に入れないような対策や周知など備えが必要である。地震災害のみならず、火山災害も含めた防災対策が必要との観点から質問します。

1. 富士山噴火による当町の被害想定は。
2. 火山灰除去など復旧作業の対応は。
3. 防塵マスクの準備など周知の考えは。
4. 富士山噴火に対する県や広域的な取り組みは。
5. 噴火対策の地域防災計画への反映は。

【町長答】

次に2点目のご質問、富士山の噴火にも備えを、にお答えいたします。

なお、議員から5項目のご質問をいただいておりますが、火山災害に対する取組みの現状等について、総括的にご回答させていただきます。

富士山は、その雄大な姿などから古くから我が国の象徴的存在として親しまれていますが、有史以来、確かな記録だけでも10回の噴火が確認されている活火山であります。

議員のご質問にもありますように、気象庁の発表では、現在、富士山の活動が活発化する兆候は見られず、直ちに噴火が発生する状況ではないとされていますが、富士山が1707年、宝永4年に噴火した後、約300年間沈黙を守っている間に、広大な富士山ろくでは多くの人々の生活や経済活動が営まれ、また我が国の東西を結ぶ重要な道路や鉄道の幹線も存在しています。また、首都圏も直近であるため、仮に大規模な噴火が発生した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあり、広域的な県域を越えた防災対策を期する必要があります。

このため、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進することを目的として、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、ライフライン関係者等からなる富士山火山防災対策協議会を本年6月に設置し、今年度に広域避難計画、来年度に訓練計画を検討し、平成26年度に合同訓練の実施を予定しているところです。

また、本県の富士山噴火による降灰の堆積推定量は、平成16年に国も関与した富士山ハザードマップ検討委員会が作成した報告書によると、噴火の規模が宝永噴火と同等の大規模噴火と想定した場合には、30センチの堆積範囲が小田原市まで、10センチの堆積範囲は横浜市付近まで達し、足柄上地域では火山灰による土石流が発生する可能性もあるとされています。

これらのことから、富士山火山防災対策協議会における検討内容、及び国の中央防災会議が定める富士山火山広域防災対策基本方針や神奈川県地域防災計画を踏まえて、町地域防災計画に火山災害対策を加え、事前対策、応急対策、復旧・復興対策を整備してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 8 広告収入による財源確保を	7番 原 憲三
<p>日本経済は、世界経済の減速など依然として景気の回復の兆しが見えてきません。本町においては、今年度交付団体となり、厳しい財政運営を強いられることから、次の3点について町長の考えを伺います。</p> <p>1、公共施設の命名権については、平成21年の一般質問に対して、検討をすると回答されましたが、その後どのような検討をされましたか。厳しい財政状況の中、早々に対応すべきと考えるが。</p> <p>2、車両のオーナー広告制度の導入・検討について、この制度は町が公用車を購入する代わりに、広告スポンサーが購入し、広告が入った車両を町に寄贈していただくものです。これにより町の車両購入費は不要となりますが、このような制度を検討する考えはないか。</p> <p>3、財源の確保を目的に、すでに他の自治体でも導入している、公用車にマグネット方式等で簡単に貼りつける、民間の広告を募集する考えはないか。</p>	
【町長答】	
<p>広告収入につきましては、新たな自主財源の確保策の一つとして、広報紙、ホームページへの広告利用の拡大とともに、公用車、施設等への広告掲載、ネーミングライツの研究について、平成23年に策定しました中井町行政改革大綱実施計画に位置付けしており、現在実施しております広報紙、ホームページへの広告掲載に伴う昨年度の歳入は、広報紙が12万6千円、ホームページのバナー広告で23万7千円ございました。</p> <p>1点目の公共施設の命名権についての検討状況についてですが、ただいま述べましたように、議員からご質問をいただいた後、行政改革大綱に位置付け、検討させていただきましたが、平成21年の議員からのご質問にお答えしたとおり、命名権については、企業名や商品名等の認知度を高め、宣伝効果が期待できる集客性の高い施設への導入がされている状況であり、本町の施設の地理的位置、規模、また利用の現状からは、企業の出資に対する費用対効果の面から、本町には命名権を売却できる施設がないのが現状であるとの認識にいたりました。</p> <p>次に2点目の車両のオーナー広告制度、及び3点目の公用車への広告掲載についてのご質問ですが、現在、町の公用車は22台ありますが、そのうち職員が共用使用する車両14台は、費用負担の平準化や事務執行の効率化の観点からリース契約を結び使用している状況です。</p> <p>また、1点目のご質問でもお答えしましたが、企業の出資に対する費用対効果の面、更には現下の社会経済情勢を勘案すると、仮に制度化しても応募者がなく、広告料収入について全く期待できないものと考えております。従いまして、議員ご提案の2つの制度については、現時点では、導入する予定はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	

【問】 9 (1) 平成25年度予算編成方針は	13番 植木 清八
<p>日本の政治・経済は大変厳しい状況にあり、国民生活も今後どのようなかわからない状況です。神奈川県においても「緊急財政対策」の取り組みの方向性が示され、施設や補助金の廃止、移譲、削減は県民、市町村、団体に大きな影響を及ぼすと思われまます。</p> <p>本町では21年ぶりに交付団体になり、厳しい財政運営が求められている中で、「活力と魅力にあふれ、安全で安心して暮らせる地域社会の創造」を目指し、「共生」「安心」「協働」を基本理念とし、「水と緑、人がきらめく住んでみたいまち」づくりを推進するための、平成25年度予算編成がスタートされていると思います。</p> <p>そこで次の2点について質問します。</p> <p>1、平成25年度の予算規模と重点施策について。</p> <p>2、尾上町政3期目の任期も半ばになり、予算編成で公約をどのように予算化されていますか。</p>	
【町長答】	
<p>我が国の経済状況は、深刻なエネルギー制約やデフレの影響、世界経済の減速感など、依然として、様々な下振れリスクを抱える厳しい状況にあります。</p> <p>本町においても、歳入の根幹を成す町税では、生産年齢人口の減少や、経済情勢の停滞による個人所得の減、そして、法人町民税の実効税率の引下げに加えて、固定資産税においても、地価の下落や企業の新たな設備投資が見込めないことから、町税全体として、大幅な減収となる見通しの中、来年度も引続き、普通交付税の交付団体になることが見込まれます。</p> <p>一方、歳出では、「定住、交流、協働」を視点に、子育て支援対策、健康づくりへの支援、福祉対策事業の実施等、安全で快適な生活の維持を目的とした事業を的確に推進していく、必要があります。そのためにも、更に、行財政改革を加速して、これまでの取り組みや成果を検証し、廃止・休止を含め、優先性を考慮した施策・事業の選択を図りながら、現在、来年度の予算編成に取り組ませております。</p> <p>予算編成における主な重点施策としては、総合計画の基本目標1に掲げる、「環境と共生するまち」において、環境基本計画や水源林整備等の着実な実行をはじめ、新たに、防災力の強化と電力自給率の向上をめざし、広域避難場所である井ノ口小学校体育館へ、太陽光発電システムを設置いたします。</p> <p>第2の目標とする「安心して暮らせるまち」の推進では、広域行政による消防体制の充実を図るとともに、広域避難所の中央公園へ夜間照明を設置します。また健康余命の助長を目的とした、健康づくりプランの推進を図るとともに、子育て支援対策では、こども園開設に向けた環境整備を行います。</p>	

第3の目標である「豊かな人間性を育むまち」では、引き続き、学校教育での英語教育や情報学習の充実、交流や体験活動を通じた青少年の健全育成、そして、主体的な町民参加をもとに、生涯スポーツと生涯学習活動を推進してまいります。

第4の目標の「にぎわいと活力のあるまち」では、地域通貨の活用による商工業の活性化や中井中央公園での指定管理者による効果的な運営と交流活動の促進を図るとともに、オンデマンドバス実証運行により、定住化の促進と児童生徒や高齢者等を含む、移動手段の確保を行い、潜在化する地域交通課題の解消に努めます。

第5の目標であります、「町民一人ひとりが力を発揮するまち」では、協働のまちづくりに向けた行政運営の規範となる、自治基本条例の策定や行財政改革の断行により、地域主権改革に沿った、自治体運営を目指すとともに、生活圏を重視した広域連携の推進に努めてまいります。

以上が、平成25年度の重点施策として計画するところであります。この政策を実現するためには、厳しい財政運営を余儀なくされますが、引き続き、きめ細かな町政運営を維持し、町民の負託に応える政策を推進するため、必要とする財源を財政調整基金からの繰入れや、臨時財政対策債の発行も視野に入れたなかで、来年度の一般会計予算は、おおよそ37億円規模と見込んでいる次第であります。

次に、私の公約をどのように、予算に反映するかのご質問ですが、施設整備計画や土地利用の促進など、財源の確保と地権者や土地利用規制等の課題整理など、長期的視野を持って取り組んでいる政策もありますが、平成25年度の重点施策にも掲げる、定住化や子育て支援の充実を図るため、オンデマンドバスの実証運行事業や学校教育へつなぐこども園開設準備事業、そして、安全安心なまちづくりへ向けた橋梁補強や住宅耐震化の促進等々、公約実現へ向けた必要な予算措置を計画しております。町民ニーズに応えるための、活力ある施策を展開することで、町の将来像である「水と緑、人がきらめく 住んでみたいまち」の実現を目指し、当初予算の編成を行うこととしておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【問】 9(2) 防災訓練と防災マニュアルについて

13番 植木 清八

平成23年3月、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、1年半が経過し国を挙げての復旧・復興と聞いています。しかし、私も4回ほど被災地に行ってきましたが、いまだ復興の兆しも見えず、がれきの処理すらできていない地域もあります。被災された方々のことを思いますと、早期の復興を願うばかりです。

防災対策について、報道や講演会、研修会などで感じたのは、いかに訓練が必要か、また、災害はどのような状況下で起こるかわからないことから、さまざまなケースを想定し、防災マニュアルを作成しなければならないことです。

そこで次の2点について質問します。

- 1、毎年行なっている防災訓練の内容についてどう評価するか、見直しをする考えはあるか。
- 2、自治会の防災マニュアル作りを町が指導する考えはあるか。

【町長答】

地域の防災力を向上させるためには、町、県、国、ライフライン事業者などの防災関係機関と町民とが自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組みを進めることが必要です。また、災害対策においては、長期的には災害に強いまちづくりを行っていくことが必要であり、災害の発生に備えた事前対策を進めること、想定される被害に対応した応急活動計画を作成し、その実効性を確保するための訓練に努めることが重要です。そして、災害が発生したときは、町民や地域の主体的な取組みと、町と一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることになると認識しております。

1点目のご質問の防災訓練の内容の評価、見直しの考えについてですが、議員ご承知のとおり、町の総合防災訓練は、町と町民が連携して初動体制の確立及び応急対策を行うことにより防災体制の確立と町民の防災意識の高揚を図ることを目的に毎年実施しているところです。

訓練内容につきましては、自主防災会では、初期消火訓練や応急手当訓練、救出救護訓練を中心に行っており、重点地区においては、広域避難所を会場として、煙体験、応急救護訓練などの訓練資機材を使用した訓練を取り入れており、本年8月に実施した総合防災訓練では、町民約2000人の参加がありました。

訓練内容の評価、見直しにつきましては、本年度、重点地区での防災訓練で行いました災害時要援護者避難支援訓練やヘリコプター離着陸訓練のように、新たな訓練も加え実施しているところですが、防災訓練終了後に自主防災会長、また職員にアンケート調査を実施しておりますので、ご意見をいただきながら、引き続き、実践的で有意義な防災訓練となるよう訓練内容を工夫していきたいと考えています。

2点目の自治会の防災マニュアル作りの指導についてですが、自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。という自主防災の意識の醸成、地域住民の意識と行動が、地域の防災力を高め、万一の災害発生時においても被害を最小限にとどめることにつながります。町民一人ひとりの防災意識の向上や自主防災組織の育成、支援は極めて重要でありますので、自主防災会が自ら防災マニュアルを作成される際には、町としても、情報提供やご助言等をさせていただきたいと考えています。